

令和6年12月2日

令和6年松本市議会
12月定例会議案説明書

(1)

松本市長 臥雲義尚

令和 6 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会
提 出 議 案 総 括 表

1 議 案

区 分	件 数	内 容
条 例	2 5 件	○制定 ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 ○改正 2 4 件
予 算	1 0 件	○6 年度補正予算 ・ 一般会計 2 件 ・ 特別会計 7 件 ・ 公営企業会計
契 約	1 件	○締結 ・ 令和 6 年度上高地新村橋上部工工事の請負
道 路	2 件	○市道認定 ○市道変更
そ の 他	2 2 件	○公の施設の指定管理者の指定等
計	6 0 件	_____

2 報 告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2 件
(2) 弾力条項の適用の報告 1 件

目 次

議案番号	件 名
第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第 2 号	松本市奈川高ソメキャンプ場条例の一部を改正する条例
第 3 号	松本市奈川ウッディ・もっく条例の一部を改正する条例
第 4 号	松本市野麦峠オートキャンプ場条例の一部を改正する条例
第 5 号	松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第 6 号	松本市いがやレクリエーションランド条例の一部を改正する条例
第 7 号	松本市乗鞍高原湯けむり館条例の一部を改正する条例
第 8 号	松本市白骨温泉公共野天風呂条例の一部を改正する条例
第 9 号	松本市野麦峠スキー場条例の一部を改正する条例
第10号	松本市宮沢渡駐車場条例の一部を改正する条例
第11号	松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第12号	松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例
第13号	松本市美鈴湖もりの国条例の一部を改正する条例
第14号	松本市安曇風穴の里条例の一部を改正する条例
第15号	松本市今井農産物直売施設条例の一部を改正する条例
第16号	松本市三城いこいの広場条例の一部を改正する条例
第17号	松本市梓川地域休養施設条例の一部を改正する条例
第18号	松本市梓水苑条例の一部を改正する条例
第19号	松本市竜島温泉施設条例の一部を改正する条例
第20号	松本市音楽文化ホール条例の一部を改正する条例
第21号	松本市中町蔵の会館条例の一部を改正する条例
第22号	松本市育英資金の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
第23号	池上百竹亭条例の一部を改正する条例
第24号	松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
第25号	松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第26号	令和6年度松本市一般会計補正予算（第5号）
第27号	令和6年度松本市一般会計補正予算（第6号）
第28号	令和6年度松本市霊園特別会計補正予算（第2号）
第29号	令和6年度松本市霊園特別会計補正予算（第3号）
第30号	令和6年度松本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第31号	令和6年度松本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第32号	令和6年度松本市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第33号	令和6年度松本市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
第34号	令和6年度松本市松本城特別会計補正予算（第3号）
第35号	令和6年度松本市病院事業会計補正予算（第3号）
第36号	工事請負契約の締結について（令和6年度上高地新村橋上部工工事）
第37号	市道の認定について
第38号	市道の変更について
第39号	公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍観光センター）
第40号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川高ソメキャンプ場 外2施設）
第41号	公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠スキー場）
第42号	公の施設の指定管理者の指定について（駅前会館）
第43号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉文化センター）
第44号	公の施設の指定管理者の指定について（心身障害者福祉センター）
第45号	公の施設の指定管理者の指定について（南ふれあいホーム 外1施設）
第46号	公の施設の指定管理者の指定について（障がい者就労センター・はた）
第47号	公の施設の指定管理者の指定について（中山霊園 外2施設）
第48号	公の施設の指定管理者の指定について（葬祭センター）
第49号	公の施設の指定管理者の指定について（中央西駐車場）
第50号	公の施設の指定管理者の指定について（グレンパークさわんど）
第51号	公の施設の指定管理者の指定について（安曇風穴の里）
第52号	公の施設の指定管理者の指定について（ながわ山彩館）
第53号	公の施設の指定管理者の指定について（しがビューティフルパーク）
第54号	公の施設の指定管理者の指定について（勤労者福祉センター）
第55号	公の施設の指定管理者の指定について（弓道場 外1施設）
第56号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）
第57号	公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）
第58号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々駐車場）
第59号	公の施設の指定管理者の指定について（松本駅お城口広場自転車駐車場 外9施設）
第60号	公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍高原湯けむり館）の変更について

令和 6 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件名	概要														
第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1 刑法等の一部を改正する法律の施行による拘禁刑の創設に伴い、関係条例を一括改正するもの 2 改正する条例 (1) 松本市行政不服審査法施行条例 (2) 松本市情報公開・個人情報保護審査会条例 (3) 松本市個人情報保護条例 (4) 松本市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (5) 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 (6) 松本市屋外広告物条例 (7) 松本市公共物の管理等に関する条例 (8) 松本市議会個人情報保護条例 (9) 松本市吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例 (10) 松本市職員の給与に関する条例 (11) 松本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例 (12) 松本市職員の退職手当に関する条例 (13) 松本市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (14) 松本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 3 改正内容 用語の整理 4 施行 7. 6. 1														
第 2 号	松本市奈川高ソメキャンプ場条例の一部を改正する条例	1 利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) オートキャンプ場（1人1泊・中学生以上）の利用料金 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">1人1泊 中学生以上</td><td rowspan="2">1,570 円</td><td>1 区画</td><td>3,300 円</td></tr><tr><td>1人1泊 一般</td><td>2,200 円</td></tr></table> (2) 1泊の利用に係る時間に関する規定の追加 (3) 魚つかみ取り池の廃止 3 施行 7. 4. 1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	1人1泊 中学生以上	1,570 円	1 区画	3,300 円	1人1泊 一般	2,200 円
改正前		改正後														
区分	金額	区分	金額													
1人1泊 中学生以上	1,570 円	1 区画	3,300 円													
		1人1泊 一般	2,200 円													

第 3 号	松本市奈川ウッディ・もっく条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 浴室（大人）の利用料金 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>大人 (中学生以上)</td><td>410 円</td><td>一般</td><td>600 円</td></tr></table> (2) ログキャビン（1棟1泊）の宿泊料 18,700円 → 28,000円 3 施 行 7.4.1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	大人 (中学生以上)	410 円	一般	600 円					
改正前		改正後																	
区分	金額	区分	金額																
大人 (中学生以上)	410 円	一般	600 円																
第 4 号	松本市野麦峠オートキャンプ場条例の一部を改正する条例	1 利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 区画サイト（1サイト1泊）の利用料金 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">1 サイト 1 泊</td><td rowspan="3">3,870 円</td><td>1 区画</td><td>3,300 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 人 1 泊</td><td>一般</td><td>2,200 円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>1,100 円</td></tr></table> (2) 1泊の利用に係る時間に関する規定の追加 3 施 行 7.4.1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	1 サイト 1 泊	3,870 円	1 区画	3,300 円	1 人 1 泊	一般	2,200 円	小学生	1,100 円
改正前		改正後																	
区分	金額	区分	金額																
1 サイト 1 泊	3,870 円	1 区画	3,300 円																
		1 人 1 泊	一般	2,200 円															
			小学生	1,100 円															
第 5 号	松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 上高地アルペンホテルの和室・洋室・和洋室（市民以外・大人・1人・1泊2食）の料金 39,000円 → 46,000円 3 施 行 7.4.1																	
第 6 号	松本市いがやレクリエーションランド条例の一部を改正する条例	1 利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) オートキャンプ場（1台1泊）の使用料 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">1 台 1 泊</td><td rowspan="2">5,090 円</td><td>1 台 1 泊</td><td>4 人まで 4 人を超える 場合(1 人当 たり)</td><td>10,000 円 1,000 円</td></tr></table> (2) ジップライン、フィッシングパーク等の廃止 3 施 行 7.4.1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	1 台 1 泊	5,090 円	1 台 1 泊	4 人まで 4 人を超える 場合(1 人当 たり)	10,000 円 1,000 円				
改正前		改正後																	
区分	金額	区分	金額																
1 台 1 泊	5,090 円	1 台 1 泊	4 人まで 4 人を超える 場合(1 人当 たり)	10,000 円 1,000 円															

第 7 号	松本市乗鞍高原湯けむり館 条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 1 回券（大人） <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>大人 (中学生以上)</td><td>730 円</td><td>一般</td><td>900 円</td></tr></table> 3 施 行 7. 4. 1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	大人 (中学生以上)	730 円	一般	900 円					
改正前		改正後																	
区分	金額	区分	金額																
大人 (中学生以上)	730 円	一般	900 円																
第 8 号	松本市白骨温泉公共野天風呂 条例の一部を改正する条例	1 利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 施設（大人）の使用料 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>大人 (中学生以上)</td><td>520 円</td><td>一般</td><td>800 円</td></tr></table> (2) 開場期間等に係る規定の追加 3 施 行 7. 4. 1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	大人 (中学生以上)	520 円	一般	800 円					
改正前		改正後																	
区分	金額	区分	金額																
大人 (中学生以上)	520 円	一般	800 円																
第 9 号	松本市野麦峠スキー場条例 の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 1 日券（大人）の使用料 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>大人</td><td>4,190 円</td><td>一般</td><td>5,200 円</td></tr></table> 3 施 行 7. 4. 1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	大人	4,190 円	一般	5,200 円					
改正前		改正後																	
区分	金額	区分	金額																
大人	4,190 円	一般	5,200 円																
第 1 0 号	松本市営沢渡駐車場条例の 一部を改正する条例	1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 駐車場の使用料 (単位 円) <table><tr><th>車種</th><th>単位</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>普通自動車</td><td rowspan="4">1 日 1 台</td><td>700</td><td>800</td></tr><tr><td>中型自動車</td><td>1,400</td><td>1,600</td></tr><tr><td>大型自動車</td><td>2,800</td><td>3,200</td></tr><tr><td>自動二輪車</td><td>350</td><td>400</td></tr></table> 3 施 行 7. 4. 1	車種	単位	改正前	改正後	普通自動車	1 日 1 台	700	800	中型自動車	1,400	1,600	大型自動車	2,800	3,200	自動二輪車	350	400
車種	単位	改正前	改正後																
普通自動車	1 日 1 台	700	800																
中型自動車		1,400	1,600																
大型自動車		2,800	3,200																
自動二輪車		350	400																

第 1 1 号	松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	1 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施 行 公布の日																
第 1 2 号	松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例	1 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) センターにおける職員配置の柔軟化に係る規定の追加 (2) 引用条項の整理 3 施 行 公布の日																
第 1 3 号	松本市美鈴湖もりの国条例の一部を改正する条例	1 利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 区画サイト（1 サイト・1 泊）の基本料金 5, 8 4 0 円 → 1 0, 0 0 0 円 (2) 開場期間 4 月 2 8 日から 1 1 月 3 0 日まで → 4 月 1 日から 1 2 月 2 5 日まで (3) 1 泊の利用に係る時間に関する規定の追加 3 施 行 7. 4. 1																
第 1 4 号	松本市安曇風穴の里条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 郷土文化保存・伝習室の使用料 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>9：00～13：00</td><td>円 1,570</td><td rowspan="3">1 時間当たり</td><td rowspan="3">円 400</td></tr><tr><td>13：00～17：00</td><td>1,570</td></tr><tr><td>9：00～17：00</td><td>2,820</td></tr></table> 3 施 行 7. 4. 1	改正前		改正後		単位	金額	単位	金額	9：00～13：00	円 1,570	1 時間当たり	円 400	13：00～17：00	1,570	9：00～17：00	2,820
改正前		改正後																
単位	金額	単位	金額															
9：00～13：00	円 1,570	1 時間当たり	円 400															
13：00～17：00	1,570																	
9：00～17：00	2,820																	

第 1 5 号	松本市今井農産物直売施設 条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 農産物直売所（1 か月）の使用料 販売額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する金額 → 販売額の 1 0 0 分の 4 0 に相当する金額 (2) 多目的交流施設（ホール・1 時間）の使用料 8 3 0 円 → 9 0 0 円 3 施 行 7. 4. 1																				
第 1 6 号	松本市三城いこいの広場条 例の一部を改正する条例	1 利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 オートキャンプ場（1 泊・1 サイト）の利用料金 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="3">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">1 泊 1 サイト</td><td rowspan="3">4,400 円</td><td>1 泊</td><td>4人・車1台まで</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 区画</td><td>4人を超えるとき （1人当たり）</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>車1台を超えるとき （1台当たり）</td><td>1,000 円</td></tr></table> 3 施 行 7. 4. 1	改正前		改正後			区分	金額	区分		金額	1 泊 1 サイト	4,400 円	1 泊	4人・車1台まで	10,000 円	1 区画	4人を超えるとき （1人当たり）	1,000 円	車1台を超えるとき （1台当たり）	1,000 円
改正前		改正後																				
区分	金額	区分		金額																		
1 泊 1 サイト	4,400 円	1 泊	4人・車1台まで	10,000 円																		
		1 区画	4人を超えるとき （1人当たり）	1,000 円																		
			車1台を超えるとき （1台当たり）	1,000 円																		
第 1 7 号	松本市梓川地域休養施設条 例の一部を改正する条例	1 利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 松香寮休息室（1 回）の使用料 3, 1 4 0 円 → 4, 0 0 0 円 (2) 松香寮を営利目的等で使用する場合における使用料割増率 に係る規定の追加 3 施 行 7. 4. 1																				
第 1 8 号	松本市梓水苑条例の一部を 改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) メゾネット洋室（1 人 1 泊）の使用料 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>金額</th></tr><tr><td>3 人以上</td><td>10,450 円</td><td rowspan="3">25,000 円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>12,100 円</td></tr><tr><td>1 人</td><td>14,300 円</td></tr></table> (2) ふるさとの間に係る使用料の追加 1 回 3, 0 0 0 円 3 施 行 7. 4. 1	改正前		改正後	区分	金額	金額	3 人以上	10,450 円	25,000 円	2 人	12,100 円	1 人	14,300 円							
改正前		改正後																				
区分	金額	金額																				
3 人以上	10,450 円	25,000 円																				
2 人	12,100 円																					
1 人	14,300 円																					

第 1 9 号	松本市竜島温泉施設条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 入館料（1回券・大人） <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>大人 (高校生以上)</td><td>520 円</td><td>一般</td><td>700 円</td></tr></table> (2) 交流館休憩室（8畳間・1回）の使用料 1, 0 4 0 円 → 1, 3 0 0 円 3 施 行 7. 4. 1	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	大人 (高校生以上)	520 円	一般	700 円
改正前		改正後												
区分	金額	区分	金額											
大人 (高校生以上)	520 円	一般	700 円											
第 2 0 号	松本市音楽文化ホール条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 メインホール（入場料1, 0 0 0円以下・平日・午前）の使用料 1 4, 6 6 0 円 → 2 2, 0 0 0 円 3 施 行 7. 4. 1												
第 2 1 号	松本市中町蔵の会館条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 営利目的等で利用する場合における利用料金割増率 1 0 0 分の 1 5 0 → 1 0 0 分の 2 0 0 3 施 行 7. 4. 1												
第 2 2 号	松本市育英資金の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	1 奨学金の貸与要件の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 貸与要件のうち、学業成績に係る規定の見直し 3 施 行 公布の日												
第 2 3 号	池上百竹亭条例の一部を改正する条例	1 利用料金の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 上座敷（午前）の使用料 3 1 0 円 → 5 0 0 円 3 施 行 7. 4. 1												

第 2 4 号	松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	1 人事院勧告に準じ、所要の改正をするもの 2 改正内容 期末手当の支給率の改定 (単位 月) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">改定前</th><th colspan="2">改 定 後</th></tr><tr><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度以降</th></tr><tr><td>6 月</td><td>1.7</td><td>1.7</td><td>1.725</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1.7</td><td>1.75</td><td>1.725</td></tr><tr><td>計</td><td>3.4</td><td>3.45</td><td>3.45</td></tr></table> 3 施 行 公布の日等	区分	改定前	改 定 後		令和 6 年度	令和 7 年度以降	6 月	1.7	1.7	1.725	12 月	1.7	1.75	1.725	計	3.4	3.45	3.45																															
区分	改定前	改 定 後																																																	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降																																																
6 月	1.7	1.7	1.725																																																
12 月	1.7	1.75	1.725																																																
計	3.4	3.45	3.45																																																
第 2 5 号	松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1 人事院勧告に準じ、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 給料表の改定 平均引上率 3. 1 % (2) 期末・勤勉手当の支給率の改定 (一般職) (単位 月) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">改定前</th><th colspan="2">改 定 後</th></tr><tr><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度以降</th></tr><tr><td rowspan="2">6 月</td><td>期末</td><td>1. 225</td><td>1. 225</td><td>1. 25</td></tr><tr><td>勤勉</td><td>1. 025</td><td>1. 025</td><td>1. 05</td></tr><tr><td rowspan="2">12 月</td><td>期末</td><td>1. 225</td><td>1. 275</td><td>1. 25</td></tr><tr><td>勤勉</td><td>1. 025</td><td>1. 075</td><td>1. 05</td></tr><tr><td rowspan="2">計</td><td>期末</td><td>2. 45</td><td>2. 5</td><td>2. 5</td></tr><tr><td>勤勉</td><td>2. 05</td><td>2. 1</td><td>2. 1</td></tr></table> (3) 寒冷地手当の支給額の改定 (単位 円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>改定前</th><th>改定後</th></tr><tr><td rowspan="2">世帯主である職員</td><td>扶養親族あり</td><td>17, 800</td><td>19, 800</td></tr><tr><td>その他</td><td>10, 200</td><td>11, 400</td></tr><tr><td colspan="2">その他の職員</td><td>7, 360</td><td>8, 200</td></tr></table> 3 施 行 公布の日等	区分		改定前	改 定 後		令和 6 年度	令和 7 年度以降	6 月	期末	1. 225	1. 225	1. 25	勤勉	1. 025	1. 025	1. 05	12 月	期末	1. 225	1. 275	1. 25	勤勉	1. 025	1. 075	1. 05	計	期末	2. 45	2. 5	2. 5	勤勉	2. 05	2. 1	2. 1	区分		改定前	改定後	世帯主である職員	扶養親族あり	17, 800	19, 800	その他	10, 200	11, 400	その他の職員		7, 360	8, 200
区分		改定前				改 定 後																																													
			令和 6 年度	令和 7 年度以降																																															
6 月	期末	1. 225	1. 225	1. 25																																															
	勤勉	1. 025	1. 025	1. 05																																															
12 月	期末	1. 225	1. 275	1. 25																																															
	勤勉	1. 025	1. 075	1. 05																																															
計	期末	2. 45	2. 5	2. 5																																															
	勤勉	2. 05	2. 1	2. 1																																															
区分		改定前	改定後																																																
世帯主である職員	扶養親族あり	17, 800	19, 800																																																
	その他	10, 200	11, 400																																																
その他の職員		7, 360	8, 200																																																
第 2 6 号 } 第 3 5 号	令和 6 年度補正予算	令和 6 年度一般会計補正予算 令和 6 年度特別会計補正予算（6 会計） 令和 6 年度公営企業会計補正予算																																																	

第 3 6 号	工事請負契約の締結について（令和 6 年度上高地新村橋上部工工事）	1 上高地新村橋の上部工をするもの 2 工事概要 橋梁上部工 L=84.0m W=5.2m 3 請負金額 10 億 4,665 万円 4 請 負 人 J F E ・ ヤマウラ特定建設工事共同企業体 5 竣工期限 1 0 . 1 2 . 2 8
第 3 7 号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 3 路線 3 認 定 延 長 1,725.30m
第 3 8 号	市道の変更について	1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの 2 変更路線数 3 路線 3 変 更 延 長 36.00m (3,976.05m → 4,012.05m)
第 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍観光センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 乗鞍観光センター 3 指定管理者に指定するもの （一社）信州・乗鞍グリーンツーリズム 4 指定期間 7 . 4 . 1 ~ 8 . 3 . 3 1
第 4 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川高ソメキャンプ場 外 2 施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 奈川高ソメキャンプ場 (2) 奈川ウッディ・もつく (3) 野麦峠オートキャンプ場 3 指定管理者に指定するもの (株)ふるさと奈川 4 指定期間 7 . 4 . 1 ~ 1 2 . 3 . 3 1
第 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠スキー場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 野麦峠スキー場 3 指定管理者に指定するもの (株)岳都リゾート開発 4 指定期間 7 . 9 . 1 ~ 8 . 8 . 3 1

第 4 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（駅前会館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 駅前会館 3 指定管理者に指定するもの （一社）松本市歯科医師会 4 指定期間 7. 4. 1～9. 3. 31
第 4 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉文化センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 浅間温泉文化センター 3 指定管理者に指定するもの 浅間温泉観光協会 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（心身障害者福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 心身障害者福祉センター 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第 4 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（南ふれあいホーム 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 南ふれあいホーム (2) 北ふれあいホーム 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第 4 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（障がい者就労センター・はた）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 障がい者就労センター・はた 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31

第４７号	公の施設の指定管理者の指定について（中山霊園 外 ２施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 中山霊園 (2) 蟻ヶ崎霊園 (3) 並柳霊園 3 指定管理者に指定するもの (株)信州グリーン 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第４８号	公の施設の指定管理者の指定について（葬祭センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 葬祭センター 3 指定管理者に指定するもの 富士建設工業(株) 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第４９号	公の施設の指定管理者の指定について（中央西駐車場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 中央西駐車場 3 指定管理者に指定するもの (株)フューチャーイン 4 指定期間 7. 4. 1～9. 3. 31
第５０号	公の施設の指定管理者の指定について（グレンパークさわんど）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 グレンパークさわんど 3 指定管理者に指定するもの （一財）ピアーズさわんど 4 指定期間 7. 4. 1～10. 3. 31
第５１号	公の施設の指定管理者の指定について（安曇風穴の里）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 安曇風穴の里 3 指定管理者に指定するもの （一社）風穴の里 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31

第52号	公の施設の指定管理者の指定について（ながわ山彩館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 ながわ山彩館 3 指定管理者に指定するもの (株)ふるさと奈川 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第53号	公の施設の指定管理者の指定について（しがビューティフルパーク）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 しがビューティフルパーク 3 指定管理者に指定するもの (株)草田組 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第54号	公の施設の指定管理者の指定について（勤労者福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 勤労者福祉センター 3 指定管理者に指定するもの 静岡ビル保善(株) 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第55号	公の施設の指定管理者の指定について（弓道場 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 弓道場 (2) 柔剣道場 3 指定管理者に指定するもの (株)セイウン 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第56号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 美須々屋内運動場 (2) 南部屋内運動場 (3) 沢村庭球場 (4) 開智公園運動場 (5) 新村庭球場 (6) 浅間温泉庭球公園 (7) 松本臨空工業団地庭球場 (8) 波田扇子田運動公園 3 指定管理者に指定するもの (株)TOYBOX 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31

第57号	公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) サッカー場 (2) あがた運動公園 (3) 馬術競技場 3 指定管理者に指定するもの (株)TOYBOX 4 指定期間 7. 4. 1～11. 3. 31
第58号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々駐車場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美須々駐車場 3 指定管理者に指定するもの 松本市駐車場事業協同組合 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第59号	公の施設の指定管理者の指定について（松本駅お城口広場自転車駐車場 外9施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 松本駅お城口広場自転車駐車場 (2) 松本駅アルプス口自転車駐車場 (3) 松本駅北自転車駐車場 (4) 中条自転車駐車場 (5) 南松本駅自転車駐車場 (6) 村井駅自転車駐車場 (7) 島内駅自転車駐車場 (8) 島高松駅自転車駐車場 (9) 北松本駅前広場自転車駐車場 (10) 平田駅前広場自転車駐車場 3 指定管理者に指定するもの 東海技研グループ 4 指定期間 7. 4. 1～12. 3. 31
第60号	公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍高原湯けむり館）の変更について	1 平成24年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍高原湯けむり館）の一部を変更するもの 2 変更内容 指定期間 H25. 4. 1～H40. 3. 31 → H25. 4. 1～R7. 3. 31

2 報告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2件
 - ア 道路事故にかかわるもの 1件
 - イ その他事故にかかわるもの 1件
- (2) 弾力条項の適用の報告 1件
 - ア 令和6年度松本市上高地観光施設事業会計